

# 福岡県公報

令和元年12月6日  
第 61 号

## 目次

### 告 示 (第463号 - 第484号)

○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(漁業管理課)	1
○救急病院の認定	(医療指導課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	3
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の再開の届出	(保護・援護課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の占用の制限	(道路維持課)	6
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	7
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7

○道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 8

## 公 告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	8
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	10
○特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了	(砂防課)	12
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	12
○河川法の規定に違反した船舶の除却	(河川管理課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15
○開発行為に関する工事の完了の公告の訂正	(都市計画課)	15
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	15
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	16
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	16
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	16
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	16
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	17

## 労働委員会

○福岡県労働委員会あっせん員候補者名簿 (労働委員会事務局調整課) ..... 17

## 告 示

### 福岡県告示第463号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
宗像市大島 同上	宮地共同 遠藤 久幸 (株)春日丸水産 佐藤 隆二	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧大島漁業協同組合の地区 (大島加入区)	総トン数10トン以上 100トン未満の漁船に より営む漁業であっ て一般まき網漁業以 外のもの

**福岡県告示第464号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小 川 洋

病院の名称	所 在 地	有 効 期 間
国家公務員共済組合 連合会千早病院	福岡市東区千早2-30-1	令和元年12月6日から 令和4年12月5日まで

**福岡県告示第465号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和63年2月17日農林水産省告示第167号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに糸島市役所及び苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第466号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成2年7月25日農林水産省告示第988号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第467号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	飯 塚 大野城 線	前	糟屋郡宇美町貴船五丁目 1460番78先から 大野城市乙金東四丁目 1207番18先まで	19.0 ～ 37.0	145.0
			後	糟屋郡宇美町貴船五丁目 1460番78先から 大野城市乙金東四丁目 1207番18先まで	19.0 ～ 37.0	

**福岡県告示第468号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第294号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
原町-1	宗像市原町（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原町-2	宗像市原町（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原町-3	宗像市原町（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第469号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第295号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建 築物に作用すると 想定される衝撃に 関する事項
原町-1	宗像市原町（別紙図面1に 示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載 する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第470号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 池尻
- 2 区域の所在地 田川郡川崎町大字池尻字傳重寺及び山下
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から15号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と15号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
田川郡川崎町大字池尻字傳重寺	1482番1	1号及び15号
	1482番2	2号及び4号から8号まで
	1483番	3号
田川郡川崎町大字池尻字山下	1067番1	9号及び10号

田川郡川崎町大字池尻字傳重寺	1057番	11号
	1009番	12号
	1006番	13号
	1005番1	14号

**福岡県告示第471号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
古居81	古賀おなかぼんぼん内科クリニック	古賀市美郷203	R 1・11・1	訪看・訪り・通リ・居管・予訪看・予訪り・予通リ・予居管
大野居130	宇都宮内科医院	大野城市御笠川二丁目1-7	R 1・8・1	訪り・居管・予訪り・予居管
大野居129	フィットネスクラブ ウォークラン イオン乙金店	大野城市乙金三丁目23-1	R 1・6・26	一号通
宰介96	医療法人鵬志会 別府病院	太宰府市宰府一丁目6番23号	H31・1・1	訪看・訪り・通リ・居管・予訪看・予訪り・予通リ・予居管

田川介療5	医療法人ひまわり会 長主病院	田川郡川崎町大字田原1121	R 1・10・1	通リ・居管・予通リ・予居管
-------	----------------	----------------	----------	---------------

**福岡県告示第472号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
柳介薬14	ベチカ調剤薬局	柳川市上宮永町133-26	R 1・9・30
田川居153	グループホームかがやき	田川郡川崎町大字川崎112	R 1・9・30

**福岡県告示第473号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯介薬 169	あかね調剤 薬局	飯塚市阿恵363-11	飯塚市長尾893-4	R1・9・1
飯居229	介護ショッ プエンゼル	飯塚市枝国452-10	飯塚市片島二丁目16- 36	R1・9・24
田支78	ケアプラン サービス優	田川市新町1-20	田川市大字糺1916-9	H30・7・1
み居5	サンステッ プ福祉用具 貸与事業部	みやま市瀬高町河内 2362-7	みやま市瀬高町下庄 705	R1・5・10

#### 福岡県告示第474号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、休止していた指定介護機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	再開年月日
大介409	医療法人城クリニック	大牟田市大字歴木字平野山1807-1148	R1・11・1

#### 福岡県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年12月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	八女 香春線	朝倉市杷木星丸695番1先から 朝倉市杷木星丸1628番先まで

#### 福岡県告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福 岡	県道	猪 野 土 井 線	前	糟屋郡久山町大字山田 1389番1先から 糟屋郡久山町大字山田 1360番3先まで	10.5 ～ 22.0	550.0
			後	糟屋郡久山町大字山田 1389番1先から 糟屋郡久山町大字山田 1360番3先まで	9.5 ～ 24.0	550.0

#### 福岡県告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年12月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	猪野土井線	糟屋郡久山町大字山田1389番1先から 糟屋郡久山町大字山田1332番1先まで

**福岡県告示第478号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

**1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域**

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
朝倉	一般国道	322号	朝倉市秋月野鳥302番1先から 朝倉市秋月野鳥350番先まで

**2 制限の対象とする占用物件**

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

**3 占用を制限する理由**

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

**4 占用の制限の開始の期日**

令和元年12月20日

**福岡県告示第479号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

**1 解除予定保安林の所在場所**

八女市矢部村北矢部字神窟前3924の4（次の図に示す部分に限る。）、3926の3

**2 保安林として指定された目的**

土砂の流出の防備

**3 解除の理由**

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第480号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

**1 保安林指定施業要件変更予定森林の所在場所**

福岡市（次の図に示す部分に限る。）

**2 保安林として指定された目的**

水源の涵養

**3 変更後の指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第481号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年3月福岡県告示第313号中間都市計画下水道事業中間公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

中間市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画下水道事業中間公共下水道

3 事業施行期間

平成6年3月23日から令和7年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

#### 福岡県告示第482号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成29年2月福岡県告示第131号北九州広域都市計画下水道事業苅田公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

苅田町

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画下水道事業苅田公共下水道

3 事業施行期間

平成7年2月27日から令和6年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

#### 福岡県告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	中間水巻線	前	中間市岩瀬西町1442番5先から 遠賀郡水巻町頃末北四丁目1237番12先まで	11.0 ～ 44.0	2,838.2
			前	中間市岩瀬西町1442番4先から 遠賀郡水巻町頃末北四丁目1237番12先まで	11.0 ～ 44.0	2,245.7

		後	中間市岩瀬西町1442番5 先から 遠賀郡水巻町頃末北四丁 目1237番12先まで	11.0 ～ 44.0	2,838.2
		後	中間市岩瀬西町1442番4 先から 遠賀郡水巻町頃末北四丁 目1237番12先まで	11.0 ～ 44.0	2,245.7

**福岡県告示第484号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年12月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	中間水巻線	遠賀郡水巻町吉田西四丁目1761番11先から 遠賀郡水巻町吉田西三丁目1832番1先まで

**公 告**

**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
複写サービスに係る単価契約（知事・教育）
- 2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金



- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

#### (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

#### (3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和元年12月19日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る機能証明書及び保守サービス拠点一覧を期限までに提出し、確認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る機能証明書及び保守サービス拠点一覧を期限までに提出し、確認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

#### 4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

#### 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

##### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

##### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 契約事項の名称

複写サービスに係る単価契約（知事・教育）

#### (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

#### (3) 契約期間

令和2年3月1日から令和6年3月31日まで

#### (4) 履行場所

入札説明書による。

### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（令和元年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

### 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和2年1月20日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

#### (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA
01	02	事務機器	AA
05	02	電気通信機器	AA

#### (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

#### (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

#### (4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する機能証明書及び保守サービス拠点一覧を総務事務厚生課調達班に令和2年1月7日（火曜日）午後3時00分までに提出して確認を受けた者

なお、提出した機能証明書及び保守サービス拠点一覧について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

#### (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

#### (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

### 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

（F a x） 092-643-3109

- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付  
令和元年12月6日（金曜日）から令和2年1月7日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（最終日は午後3時00分まで）5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所  
5の部局とする。
- (2) 提出期限  
ア 郵送する場合 令和2年1月17日（金曜日）午後5時00分  
イ 電子及び持参する場合 令和2年1月20日（月曜日）午後4時00分
- (3) 提出方法  
電子入札による提出。ただし、紙入札による場合は、持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
福岡市博多区東公園7番7号 南棟1階  
福岡県総務部総務事務厚生課入札室
- (2) 日時  
令和2年1月21日（火曜日）午後2時00分  
※紙入札者は令和2年1月21日（火曜日）午後1時45分までに集合すること。
- 11 落札者が不在の場合の措置  
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、令和2年1月28日（火曜日）午後2時00分に再度の入札を行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札（電子入札書と紙入札書を同一電子入札案件において提出したときを含む。ただし、システム障害により福岡県の同意を得て、やむを得ず電子入札書と紙入札書を同一案件において提出した場合を除く。）

(4) 所定の場所（福岡県の電子入札システムのサーバを含む。）及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印（電子入札書の場合は電子署名）がなく、入札者が判明できない入札（電子入札システムの不正使用又は電子証明書の不正使用に

より入札した場合を含む。)

- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札（ICカード失効等により開札時に入札書が判読できない場合を含む。）
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

#### 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子くじにより落札者を決定するものとする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
The unit-price contract concerning copy service

#### (2) Time Limit of Tender

4:00 P M on January 20,2020

- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7 - 7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan  
TEL 092 - 643 - 3092

#### 公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
土砂災害特別警戒区域 原町 - 1 地区	北九州市小倉北区明和町9番1号 株式会社海王 代表取締役 竹下 弘実

#### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
福岡県営筑後広域公園フィットネスエリア競技備品その1（備出16）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称  
福岡県総務部総務事務厚生課
- (2) 所在地

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

## 3 落札者を決定した日

令和元年11月6日

## 4 落札者の氏名及び住所

## (1) 氏名

コウフ・フィールド株式会社

## (2) 住所

福岡県福岡市博多区東那珂二丁目19番25号

## 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

34,100,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告日

令和元年9月24日

## 公告

名柄川水系名柄川に放置されている次の船舶は、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項並びに河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の4第1項第2号イの規定に違反しているため、当該船舶の所有者、占有者その他船舶について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和2年1月7日までに撤去してください。

この期限までに所有者等が撤去しない場合は、本職又は本職が命じた者若しくは委任した者に当該船舶の除却を行わせるので、河川法第75条第3項の規定により公告します。

令和元年12月6日

河川管理者

福岡県知事 小川 洋

放置工作物の種類

所在地

図面表示番号  
（重点的撤去区域）

船舶

福岡市西区小戸地先の河川区域内  
（興徳寺橋（明治通り）下流端から  
河口までの重点的撤去区域左岸）

別図①②③④⑤

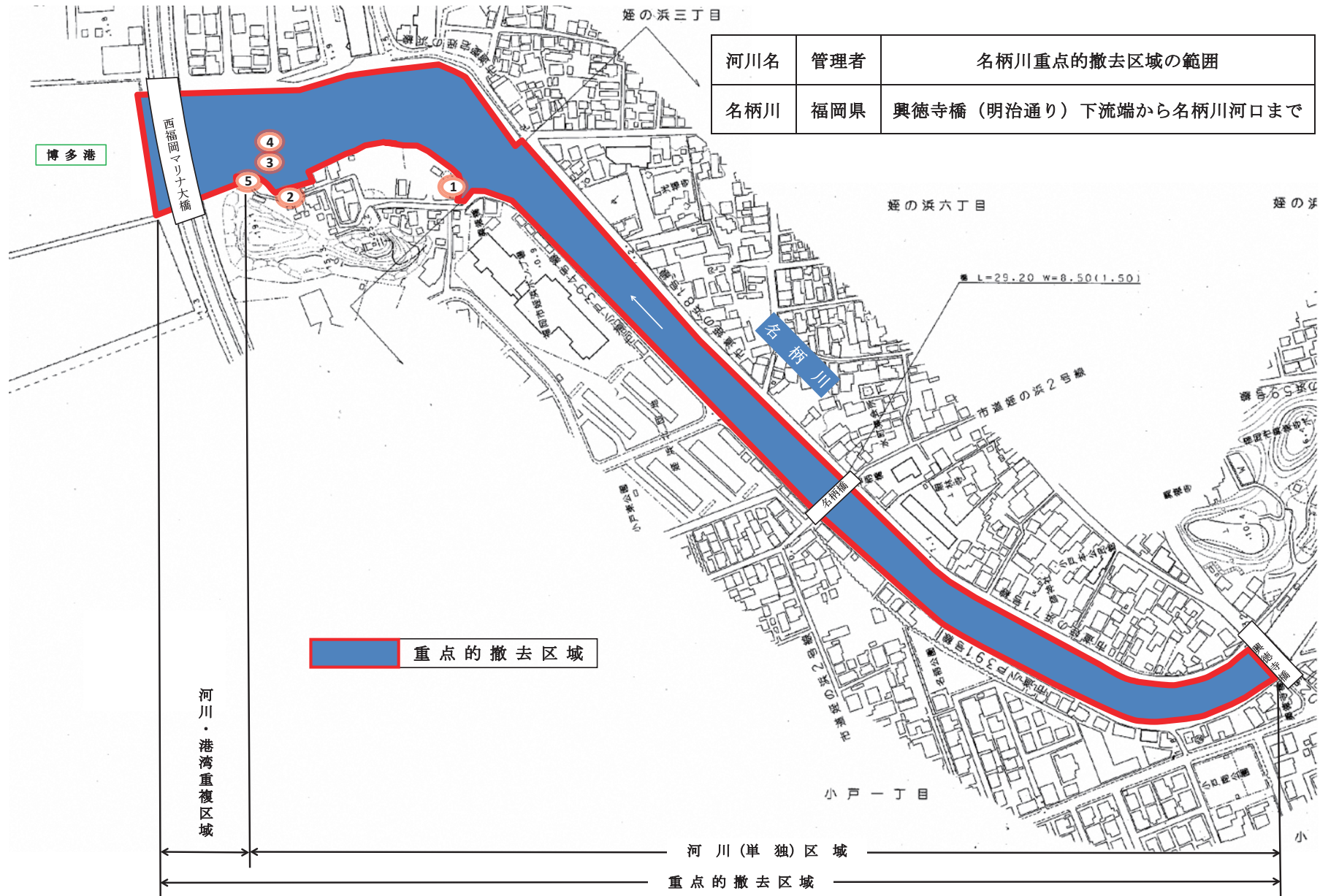
連絡先 福岡県県土整備部河川管理課管理係

電話番号 092-643-3666

福岡県福岡県土整備事務所管理課管理第二係

電話番号 092-641-6581

別図 重点的撤去区域 【重点的撤去区域の延長は、約1.1km】



**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
那珂川市大字仲字川窪405番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
那珂川市仲二丁目2番3-103号  
竹井 賢次 竹井 直子

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
柳川市西蒲池字茅原1412番1、1412番3、1414番1、1414番4、1415番1、1416番1、1417番1、1417番3、1417番5から1417番8まで、1418番1、1418番9、1426番1、1426番3、1426番4、1426番6から1426番10まで、1426番16、1426番17、1427番1から1427番4まで、1428番1から1428番3まで、1428番5、1429番1、1429番3、1430番1から1430番4まで及び1444番20
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
柳川市西浜武475番2  
株式会社柳川合同  
代表取締役 荒巻 哲也

**公告**

開発行為に関する工事の完了の公告（福岡県公報第40号）において、開発区域に含まれる地域の名称に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市米多比字林田1366番2、1366番5から1366番23まで、1367番5、1367番6、1368番4及び1368番5並びに宇川江1375番1から1375番8まで、1388番4及び1389番4並びに薬王寺字裏田869番1、869番9から869番32まで、871番4、871番5、872番3から872番5まで及び874番12から874番19まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
宗像市東郷六丁目8番13号  
株式会社木村組  
代表取締役 木村 順子

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市志摩野北字奥1997番1及び1997番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市博多区吉塚六丁目18番25-203号  
高田 哲

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公

示する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

カラー数値撮影

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
矢部川水系矢部川、飯江川	令和元年11月26日から 令和2年2月14日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小郡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）

（写真地図作成、地図情報レベル1000）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
小郡市全域	令和元年8月1日から 令和2年5月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市若久二丁目土地区画整理事業共同施行者代表から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（4級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市南区内	令和元年11月26日から 令和2年2月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 2級基準点測量 11点

公共測量 3級水準測量 18km

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
糟屋郡篠栗町～飯塚市	令和元年10月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年12月6日



福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区中曽根四丁目ほか	令和元年11月16日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年12月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（道路台帳）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡東区山路一丁目ほか	令和元年11月20日

**労働委員会****公告**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

令和元年12月6日

福岡県労働委員会会長 山下 昇

氏名	現職等	備考
上田 竹志	九州大学大学院法学研究院教授	現公益委員
大坪 稔	九州大学大学院経済学研究院教授	同上
徳永 響	弁護士	同上
所 浩代	福岡大学法学部教授	同上
服部 博之	弁護士	同上
森 裕美子	弁護士	同上
山下 昇	九州大学大学院法学研究院教授	同上
隈本 泰清	UAゼンセン福岡県支部顧問	現労働者委員
桑原 忠志	日本労働組合総連合会福岡県連合会総務局長	同上
鳥添 幹子	自治労福岡県本部特別執行委員	同上
高田 章男	全日本運輸産業労働組合福岡県連合会書記長	同上
堂原 弘志	九州電力労働組合北九州支部執行委員長	同上
西村 芳樹	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
吉村 淳治	自動車総連福岡地方協議会議長	同上
有馬 紀顕	福岡県経営者協会専務理事	現使用者委員
熊手 艶子	税理士法人くまで会計事務所代表社員税理士	同上
竹内 直行	(株)井筒屋本店CS統括部マネージャー	同上
谷川 由利子	総合メディカル(株)取締役常務執行役員	同上
樋口 和光	九州電力(株)人材活性化本部部長	同上
宮田 克彦	博多バスターミナル(株)代表取締役社長	同上
和田 金也	(株)岩田屋三越取締役執行役員総合企画部長	同上
後藤 裕	弁護士	前公益委員
南谷 敦子	弁護士	同上
上野 茂伸	元日本労働組合総連合会福岡県連合会特別執行委員	前労働者委員
松岡 嘉彦	福岡県経営者協会顧問	前使用者委員
神代 曉宏	福岡県福祉労働部長	
大羽 智朗	福岡県福祉労働部労働局長	
上村 有輝	福岡県福祉労働部労働局労働政策課長	
武田 誠一	福岡県労働委員会事務局長	
内田 直子	福岡県労働委員会事務局次長（兼）調整課長	
山本 隆二郎	福岡県労働委員会事務局審査課長	